

禁煙外来治療費用助成事業について

名古屋市では、公害認定患者の皆様を対象とした禁煙外来治療費の助成事業を実施しております。

喫煙によるぜん息症状の悪化や治療効果の低下を予防するため、医療機関で受ける禁煙治療の自己負担費用を助成するものです。

禁煙をお考えの方は、この機会をぜひご利用ください。



1 対象者

法律による公害認定患者で、次に掲げるすべての要件を満たす方

- ・禁煙治療を希望すること
- ・禁煙治療を健康保険適用で行うための要件※¹を満たしていること
- ・禁煙治療後、本市による定期的な禁煙の継続状況確認及び指導等を受けられること

※¹禁煙外来治療費用助成事業対象チェックリスト参照

2 助成対象費用

下記の費用のうちの自己負担分（上限2万円）が助成対象※²になります。

- ① 初診料
- ② 再診料
- ③ ニコチン依存症管理料
- ④ 処方料及び処方箋料
- ⑤ 調剤基本料及び薬剤服用歴管理指導料
- ⑥ 薬剤料（医師の処方に基づき購入する禁煙補助薬に限る。）



※²他の助成制度を受けられる場合は、その制度の利用後の自己負担額が対象です。

治療を途中で終了した場合でも、それまでに要した費用は助成対象となります。

3 申込受付期間

令和7年4月1日（火）から10月31日（金）まで

（注）事業予算の執行状況によっては、申込受付期間中であっても受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

事業の流れ

申し込み

- ・公害保健課（保健事業担当）まで「禁煙外来治療費用助成事業申請書兼確約書」及び「禁煙外来治療費用助成事業対象チェックリスト」をご提出ください。
 - ・書類の様式は、本市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、公害保健課にお電話いただければ郵送します。
 - ・TEL052-972-2688（平日午前9時から午後5時30分）
 - ・URL:<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000173834.html>
右のQRコードを読み取るか、「名古屋市 公害 禁煙」で検索してください。
- ※認定患者以外の方も対象とした類似の制度がありますが、助成額や申込方法が異なりますのでご注意ください。



審査

- ・公害保健課にて書類を審査後、助成の可否を文書で通知します。

受診

- ・助成の決定の通知を受けた後、医療機関で禁煙外来を受診してください。その際は、必ず全ての領収書・明細書を保管してください。
- ・一般的な禁煙外来の治療の期間は、おおむね3か月ほどです。

請求・振込

- ・治療終了後、すみやかに公害保健課に、交付請求書と医療機関の領収書・明細書の原本を送付ください。
- ・書類の受付期限は、令和8年3月13日（金）（必着）までです。
- ・書類を審査後、補償給付用の口座に助成金をお振込みします。

状況確認

- ・治療後に文書などで、禁煙状況の確認をさせていただきます。

助成事業の流れは以上です。

皆様の禁煙が成功するよう応援しております！



問合せ・お申込み先 名古屋市環境局公害保健課（保健事業担当）

電話 052-972-2688

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号